

# 北海道地域連携クリティカルパス運営協議会設置要綱

## (目的)

第1条 本会は、広域な北海道において、住民が脳卒中等4疾病の発症から在宅療養までの切れ目のない医療を受けることができ、また、再発を防ぎ、在宅生活を安心して継続できるよう、地域連携クリティカルパスを活用した広域システムを整備する。

また関係機関のネットワーク化を図り、地域医療連携の推進に寄与することを目的とする。

## (事業)

第2条 本会は会の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 北海道全域で活用する「広域連携型」パスの開発に関すること。
- 2 「地域完結型パス」と「広域連携型」パスが効果的に連携するための情報共有、システムの設計・開発
- 3 広域活用システム及びパスの普及啓発
- 4 広域活用システムの導入を希望する医療機関、施設等への支援
- 5 広域活用システム及びパスの運用実績の把握と分析評価
- 6 広域活用システムのセキュリティ対策、更新等の運用管理
- 7 研修会等の開催
- 8 その他

## (構成機関)

第3条 運営協議会は、次の機関の関係者で構成する。

- 1 学識経験者(三医大)
- 2 北海道医師会
- 3 北海道薬剤師会
- 4 北海道看護協会
- 5 北海道保健所長会
- 6 パス実践民間医療機関
- 7 北海道地域リハビリテーション協議会
- 8 北海道介護支援専門員協会
- 9 北海道医療ソーシャルワーカー協会
- 10 各設置部会の代表者
- 11 その他、協議会活動に必要と認める関係団体・機関

(会 長)

第 4 条 運営協議会に会長をおき、委員が互選した者をもって充てる。

2 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。

3 協議会には会長の他に、副会長をおき、会長に事故があるとき、または、会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会 議)

第 5 条 本会の会議は会長が招集する。

2 会議には必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。

3 具体的な協議を要する場合は、部会を設置することができる。

4 部会に関する事項は別に定める。

(任 期)

第 6 条 協議会を構成する委員の任期は平成 26 年 3 月までとする。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の役員の任期は、前任者の在任期間とする。

(会の運営)

第 7 条 協議会の運営は会長が委嘱した運営委員が行う。運営委員は 7 名程度とする。

2 運営委員の任期は第 6 条と同様に平成 26 年 3 月までとする。

3 運営委員に欠員が生じた場合における補欠の役員の任期は、前任者の在任期間とする。

(庶 務)

第 8 条 本会の庶務は、北海道大学大学院医学研究科神経病態学脳神経外科学におく。

(会 計)

第 9 条 本会の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

2 本会の経費は、「北海道地域連携クリティカルパス広域活用システム整備事業費補助金」及びその他の収入をもって充当する。

(旅費規程)

第 10 条 本会の行う会議、研修等にもなう旅費に関する必要な事項は別に定める。

(補 則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

#### 附則

この規約は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

この規約は、平成 23 年 12 月 16 日から施行する。